

2024 年度より、本助成金制度が定着するまで 1,000 円/人、上限 50,000 円とする

第1条 (目的)

本要綱は、福岡県立光陵高等学校同窓会（以下、本会という）会則第三章（事業）第 4 条四項の規定に基づき活動する同窓会グループ化事業（以下、「グループ活動」という）を活性化させるための補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

第2条 (助成対象)

助成金の交付対象とするグループ活動は「別表 1」のとおりとする

第3条 (助成金基準)

助成金額は「別表 2」のとおりとする

第4条 (助成金の交付申請)

- 1 助成金の交付申請はこれを受けようとする者（以下、「申請者」という）がグループ活動助成金交付申請書（申請書は実施日の 2 週間前必着※2）、グループ活動実施の 2 ヶ月以内にグループ活動助成金交付報告書を「別表 3」に定める書類を添付して会長に提出する方法にて行う。
- 2 申請者は複数のグループ申請を行う事は出来ない。
- 3 各グループ活動の助成金申請は、毎年度 1 回とする。

第5条 (協力義務)

助成金を受けたグループ活動は、事業実施後、集合写真・実施概要を本会ホームページ等への記事掲載などの広報活動に協力するものとする。

第6条 (助成金交付の条件)

申請者は事業の実施に当たり、次の条件を遵守しなければならない。

- 1 助成金は助成対象事業の目的以外に使用しない。
- 2 助成金の使途は、参加者全員に認知する。
- 3 グループ活動の監査を求められた時は、関係書類を提出する。

第7条 (助成金の支出)

会長は、第 4 条の申請書を受理した時は、審査の上、助成金を支出する必要があると認めたものについて交付金を決定し支出するものとする。

*別表 1 *

助成対象 ；①小支部会 ②部活動 OB/OG 会 ③同期会 ④クラス会 ⑤前途の各会の発起に伴う準備会
⑥その他会長が特別に許可した会

人数制限 ；原則として 10 名以上の参加があった時に限る。

*別表 2 *

助成金額 ；出席人数に 1,000 円を乗じた金額

金額の上限：50,000 円を上限とする。

*別表 3 *

添付書類 ；①飲食費会場借り上げ等の領収書のコピー②参加者名簿③実施報告書（コメント等）
④参加者全員の集合写真